

道州制特別区域計画（原案）及び第6回提案に対する国の対応について

1 道州制特別区域計画（原案）について

(1) 道州制特区制度の目的

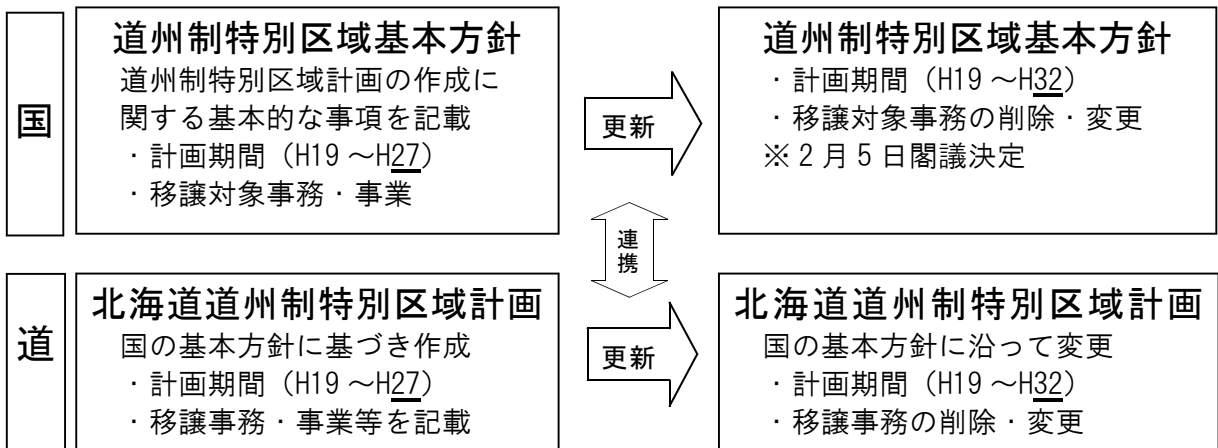
道からの提案を受けて、国から道への事務・事業の移譲を推進することにより、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、地方の自立的発展に寄与することを目的とする制度。

(2) 道州制特区制度の仕組み

- ・ 国は、道州制特区推進法に基づき、「道州制特別区域基本方針」を定め、道は、基本方針に基づき、平成19年3月に国からの移譲事務・事業等を盛り込んだ「北海道道州制特別区域計画」を作成し、その後、国に提案し道に移譲が認められた事務・事業をその都度、計画に追加。
- ・ 「北海道道州制特別区域計画」は、国から移譲を受けた事務・事業を道が実施する根拠となるものであり、変更にあたっては市町村意見聴取を経て、道議会の議決が必要。

(3) 道州制特区計画の更新について

国は、基本方針に定めた計画期間が平成27年度で満了するため、2月に基本方針を変更しており、道としては、国の方向に沿って「特区計画」を変更する。



2 第6回提案に対する国の対応について

平成26年7月に国に提出した第6回提案に対する国の対応方針の概要は以下のとおり

提案の内容	対 応
①第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討
②建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲	認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応
③栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討など